

住宅消費者への相談体制の整備事業を行う者に対する補助事業の募集についての公示

平成24年12月4日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

次のとおり、住宅消費者への相談体制の整備事業を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

1 事業概要

(1) 事業名

住宅消費者への相談体制の整備事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅消費者への相談体制の整備事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅リフォームの発注者、中古住宅購入者等の保護を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

インターネットを活用した地方公共団体における住宅リフォーム支援制度に係る情報提供を行う事業

(4) 事業期間

本事業の実施期間は以下のとおり予定している。

平成24年12月下旬 ～ 平成25年3月29日

2 補助対象事業者及び提案内容に関する要件

次の(1)～(5)に記載する要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (4) 中古住宅・リフォームトータルプランに位置づけられた施策に沿った提案を行うものであり、中古住宅流通・リフォーム市場の拡大に向けた工夫が提案に盛り込まれていること。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000349.html

(中古住宅・リフォームトータルプランのダウンロードページ)

- (5) 以下の a～e の要件を満たす事業を適確に実施するとともに適確に遂行する技術能力を有すること。
 - a. インターネットにおいて消費者等に広く情報提供するものであること。
 - b. 情報提供にあたり、消費者等が地域、支援目的・方法等により検索可能なものであること。
 - c. 提供する情報について、適宜容易に更新可能なシステムであること。

- d. 本事業の成果物である情報提供システムの利用について、利用を希望する者が広く利用可能とすること（営利を目的とする場合を除く。）。
- e. 情報提供する支援制度について、地域性、目的、分野等について提供の実態を分析するものであること。

3 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

(イ) 説明書の交付期間

平成24年12月4日から平成24年12月17日まで

(ロ) 説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め(ニ)の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX、または電子メールにより交付

(ハ) 提案書の提出期限

平成24年12月17日18時00分まで

(ニ) 提案書の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 竹之内、田伏

電話 03-5253-8111(内線 39431) FAX 03-5253-1629

電子メール takenouchi-s278@mlit.go.jp

(2) 提案書の提出方法

上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、FAX又は電子メールの場合は1部。（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎 2009」「Adobe Reader9.0」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4 補助金交付候補者の選定方法

住宅消費者への相談体制の整備事業の開始についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、補助金交付候補者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対

して、補助事業者の取消を行うことがある。

- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。